

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（4件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 5 9 歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

戒 告

##### 3 処分年月日

令和 8 年 2 月 1 8 日

##### 4 処分理由

令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 6 月 2 4 日までの間、自家用自動車による通勤を許可されているにもかかわらず、通勤届を提出することを怠るなどして、通勤手当 6 6 6 , 8 8 7 円を不正に受給した。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 6 4 歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

戒 告

##### 3 発令年月日

令和 8 年 2 月 1 8 日

##### 4 処分理由

令和7年4月17日、勤務校において、同校第5学年男子児童を指導した際、右手で、同児童の左手をたたくとともに、体罰について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠るなどした。

### Ⅲ

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 都立学校部活動指導員
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

戒 告

#### 3 発令年月日

令和8年2月18日

#### 4 処分理由

令和7年6月7日、体育施設において、勤務校第2学年男子生徒を指導した際、同生徒に部活動で使用する用具を当てるなどした。

### Ⅳ

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 都立学校用務専門員
- (3) 年 齢 63歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

戒 告

#### 3 発令年月日

令和8年2月18日

#### 4 処分理由

令和7年4月1日から同年9月26日までの間、自宅から勤務校までの区間において、通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を行い、通勤手当相当23,520円を不正に受給した。

**【問合せ先】**

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）